

地方における公会計整備の取組み

1. 統一モデルによる財務諸表の作成

各自治体間の比較・評価を可能とするため、総務省（旧自治省）において「地方公共団体における総合的な財政分析に関する調査研究報告書」（平成12年3月、平成13年3月）が取りまとめられ、これに基づき、バランスシートや行政コスト計算書が作成されている。

また、「基本方針2005」を受け平成17年9月には、第3セクター、地方公社等の関係団体を含む連結バランスシートのモデルが提示され、これに基づき、全都道府県、政令市において平成17年度末までに連結バランスシートの試案を公表している。

2. 独自方式による財務諸表の作成

一部の地方公共団体においては、独自方式によるバランスシート等を作成しているほか、独自方式と総務省方式によるものとの併せて作成している自治体もある。

（注1）独自方式により作成していたものの、その後、他の地方公共団体との比較の観点から、総務省方式のみになった団体もある。（熊本県、三重県など）

（注2）東京都においては、平成18年度から日々の会計処理の段階から複式簿記及び発生主義会計を導入した新財務会計システムにより財務諸表を作成することとなった。

3. 財務諸表の作成状況

地方公共団体におけるバランスシート等の作成状況は、次の通りである。（総務省方式によるものと独自方式によるものの双方を含む。）

○ 平成15年度版の作成状況

	都道府県	政令市	市区	町村
普通会計バランスシート	100.0%	100.0%	85.2%	44.6%
各地方公共団体全体のバランスシート	66.0	100.0	21.3	6.3
公社等を含めたバランスシート	17.0	15.4	6.6	0.4
行政コスト計算書	95.7	100.0	62.0	20.1

出典：総務省「地方公共団体のバランスシート等の作成状況」（作成中及び作成予定を含む。）

(注 1) 「普通会計バランスシート」は、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を対象としたもの。

(注 2) 「各地方公共団体全体のバランスシート」は、普通会計と公営事業会計を対象としたもの。

(注 3) 「公社等を含めたバランスシート」は、全体のバランスシートの対象会計の他に、地方公社、第三セクター、地方独立行政法人等を対象としたもの。

(注 4) 「行政コスト計算書」は、普通会計のみにおいて作成。

4. 新地方公会計制度研究会の発足

総務省においては、「簡素で効率的な政府」を実現し、債務の増大を圧縮する観点から、地方公共団体の資産・債務の管理等に必要な公会計の整備について、有識者により幅広く検討するため、平成 18 年 4 月、「新地方公会計制度研究会」が発足した。